

横断整理＋問題演習

Part 2



社会保険労務士
北村 庄吾
(ブレイン社会保険労務士法人 代表社員)

社会保険労務士試験においては、「横断整理学習」は欠かせないほど重要な学習法です。それは、保険科目において、類似項目が多いからです。早い時期から横断整理に取り組むことは、合格に近づく秘訣です。横断整理表と確認問題で、曖昧な知識を正確なものにしていきましょう。

① 任意加入被保険者

強制加入が原則の社会保険制度で、任意加入の仕組みは例外と言えます。原則・例外パターンでは、例外部分は頻出項目です。いずれの法律でも出題が多く、ここを押さえることで、3－4点は確保できるはずです。得点源にしましょう。

■ 横断整理表 各法律における任意加入被保険者

法律	任意加入被保険者
労災法	特別加入者
雇用法	特例高年齢被保険者
健保法	任意継続被保険者・特例退職被保険者
厚年法	任意単独被保険者・高齢任意加入被保険者
国年法	任意加入被保険者・特例による任意加入被保険者

① 任意加入被保険者 ① 健康保険

■ 横断整理表 健保法の任意加入被保険者

任意継続被保険者	特例退職被保険者
① 適用事業所に使用されなくなったため、又は適用除外事由に該当したため被保険者の資格を喪失 ② 資格喪失の前日まで、継続して 2月以上 被保険者であった ③ 資格喪失日から 20日以内 に申出	特定健康保険組合（厚生労働大臣の認可を受けた健康保険組合）の組合員たる被保険者であった者であって、平成20年改正前の国民健康保険法に規定する退職被保険者であるべき者のうち当該特定健康保険組合の規約で定めるもの

■ 横断整理表 任意継続被保険者の資格喪失日

資格喪失事由 喪失日	
(1) 被保険者となった日から起算して2年を経過したとき	その日の翌日
(2) 死亡したとき	その日の翌日

(3) 保険料（初めて納付すべき保険料を除く [*] ）を納付期日までに納付しないとき	
(4) 任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を、厚生労働省令で定めるところにより、保険者に申し出た場合において、その申出が受理された日の属する月の末日が到来したとき	
(5) 一般の被保険者となったとき	その日
(6) 船員保険の被保険者となったとき	
(7) 後期高齢者医療の被保険者等となったとき	

※ 初めて納付すべき保険料をその納付期日までに納付しなかったときは、任意継続被保険者とならなかったものとみなす。

Checkpoint

- ✓ 令和4年に任意継続被保険者の資格喪失事由の改正が行われ、申出によるいわゆる任意喪失が可能となった。これは特例退職被保険者にも準用される。

確認問題

- 【問 1】 被保険者資格喪失の前日まで継続して2月以上任意包括被保険者であった者が、任意包括脱退により資格を喪失した場合、任意継続被保険者となることができる。
- 【問 2】 任意継続被保険者の申出は、被保険者の資格を喪失した日から20日以内にしなければならず、保険者は、いかなる理由がある場合においても、この期間を経過した後の申出は受理することができない。
- 【問 3】 任意継続被保険者の申出をした者が、初めて納付すべき保険料をその納付期日までに納付しなかったときは、いかなる理由があろうとも、その者は、任意継続被保険者とならなかったものとみなされる。
- 【問 4】 任意継続被保険者が、健康保険の被保険者である家族の被扶養者となる要件を満たした場合、任意継続被保険者の資格喪失の申出をすることにより被扶養者になることができる。
- 【問 5】 特例退職被保険者の保険者は、全国健康保険協会及び特定健康保険組合である。

解答・解説

- 【問 1】 × 健保法3条4項 昭和3年保理2059号（平成18年度 問1-C）
任意包括被保険者（任意適用事業所に使用される被保険者）が任意包括脱退（適用取消しの認可を受けたこと）により資格を喪失した者は、任意継続被保険者にはなれない。
- 【問 2】 × 健保法3条4項 37条（令和2年度 問5-I）
保険者が、「正当な理由（天災地変、交通、通信関係のストライキ等）があると認めるとき」は、被保険者の資格を喪失した日から20日を経過した後の申出であっても受理できる。